

令和元年度 嘉手納町食育まんが制作業務仕様書

1 委託業務名

嘉手納町食育まんが制作業務

2 委託業務内容

嘉手納町の食育を推進するため食育まんが制作にかかる企画、取材、作画、イラスト、リライト、デザイン・レイアウト、編集、印刷、製本、制作に係るすべての業務について委託する。

(1) 基本仕様

①規格	B5版
②ページ	中綴じ 12ページ
③刷り色	表紙、中紙ともフルカラー印刷（4色刷）
④紙質	表紙、中紙ともコート110k
⑤校正回数	文字校正2回、色校正1回（ただし、欠字、誤字のある場合はこの限りではない）
⑥制作部数	4,970部×2本=9,940部
⑦納品場所	嘉手納町役場
⑧その他	完成したまんがデータは町がホームページで掲載することを念頭に、PDF及びイラストレーター形式のデータを準備すること。

(2) 対象者（ターゲット）

- ①小学生から中学生までの児童、生徒
- ②未就学児を持つ保護者
- ③働き世代の者及び高齢者
- ③その他、食育に関する情報が必要な者

(3) 構成等

- ・町が提示する事業計画（別紙1）及びまんがの構成案（別紙2）を参考に、具体的事例をベースに対象者が食習慣等を見直すきっかけとなる構成とする。
- ・必要に応じて関係者及び団体等へ取材を行ったうえで制作すること。
- ・取材先については、別途町と調整のうえ決定するものとする。
- ・対象者にとって読みやすく、かつ分かりやすい企画・編集を行うこと。

3 業務の進め方

- (1) 受託者は業務着手に先立ち、本町担当者と協議し、調整のうえ、業務工程表を提

出すること。

- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、本町担当者と協議しながら作業を進めること。
- (3) デザイン等については、複数案を提示し、協議による変更等についてもすみやかに対応すること。
- (4) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は業務の着手及び完了にあたり、下記の書類を提出しなければならない。
 - ①着手届 ②工程表 ③完了通知書 ④納品書 ⑤成果物引渡書
 - ⑥実績報告書 ⑦その他、協議により指示のあった事項

4 成果物の提出等

本町に下記の成果物を提出すること。

- (1) 「嘉手納町食育まんが」 4,970 部×2 作品
- (2) 「嘉手納町食育まんが」 入稿データ
町ホームページに掲載できるよう PDF 及びイラストレーター形式データを提出すること。
- (3) その他本町担当者が指示するもの

5 特記事項

- (1) 成果物（この委託業務を通じて制作者が新たに作成したデータイラスト、文章、写真、編集物すべてを含む）の著作権は本町に帰属する。
- (2) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、本町担当者と協議の上、仕様書の内容を一部変更できるものとする。
- (3) 関連資料、その他貸与した資料は、委託業務の完了後に返還すること。写しを取っている場合も同様とする。
- (4) その他、必要な事項については、本町担当者と受託者が協議の上決定する。